

労働条件の改善、働き方改革の実現等に関する決議

ハイヤー・タクシー事業にとって、良質な労働力の安定的確保は、事業推進の根幹であることから、労働条件の改善を不断に図っていく必要がある。

しかし、ハイヤー・タクシー運転者の賃金水準は、引き続き需要の低迷と供給過剰などにより、全産業男性労働者の平均の約6割程度という厳しい状況にある。

運転者が安心して暮らせる安定した収入を実現すること、また、運転者の高齢化や女性の活躍促進への対応を一層推進することが必要であり、「タクシー適正化・活性化特別措置法等の一部を改正する法律」に基づき、需給の調整を図るとともに生産性の向上に努め、運転者の労働条件の改善におよ一層努める。

さらに、昨年「働き方改革関連法」が成立したことから、長時間労働の縮減を図り「タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の目標を確実に達成しなければならない。

労働関係法令や改善基準を遵守するため、労働時間を正確に把握して記録すること、業務の繁閑に応じた勤務シフトや変形労働時間制を導入すること、情報通信技術（ICT）を導入・活用して安全性を確保しつつ生産性を向上させること、日本の大学を卒業した外国人留学生の採用を含め運転者の確保・育成に取り組むことなど、働き方改革の実現に向けたアクションプランを推進するための取組を着実に実行する。

加えて、新たに始まる「運転者職場環境良好度認証制度」の普及・推進を図る。

一方、地域別最低賃金は、昨年度に引き続き、全国加重平均で過去最高の27円の引上げとなった。しかし、個人消費が力強さを欠き、実感なき景気回復の経済情勢において、依然として厳しい経営環境が続いている中、このような大幅な引上げは誠に遺憾であり、その改定に際しては、中小企業に対する実効ある支援措置の一層の拡充とともに、地域における通常の事業の賃金支払能力にも深く意を用いられるよう強く要望する。

右 決議する。

令和元年11月6日

第59回全国ハイヤー・タクシー事業者大会